第６２号議案

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和８年９月２日提出

蒲郡市長　　鈴　木　寿　明

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

指定管理者の指定の手続に係る特例を定めるため提案する。

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年蒲郡市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定管理者の指定等） 第６条　（略） ２　市長は、前３条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設については、それぞれ当該各号に定める事業者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。 ⑴　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第４項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等（同条第２項に規定する整備等をいう。次号において同じ。）を行う施設　当該選定事業に係る選定事業者（同条第５項に規	（指定管理者の指定等） 第６条　（略） ２　市長は、前３条及び前項の規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第４項に規定する選定事業によりその全部又は一部の整備等（同条第２項に規定する整備等をいう。）を行う施設については、当該選定事業に係る選定事業者（同条第５項に規定する選定事業者をいう。）を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

定する選定事業者をいう。） ⑵　設計、建設若しくは改修、維持管理及び運営を公募等の方法により選定した事業者に一括して行わせる事業方式又はこれに類する事業方式によりその全部又は一部の整備等を行う施設（前号に規定する施設を除く。）　これらの事業方式により選定された事業者	
3　（略）	3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。